

## 関税率表解説

HS番号	品目	概要
第3類総説 第03.07項 第16類総説 第16.05項	殻を開くため、及び安定化のために熱湯処理されたモエギイガイ	開殻のため、あるいは保存又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱処理(heat shock)のみを施した軟体動物は、調理したものとはみなされず、第3類に含まれることを明確化。
第26.21項 第28.11項 第38.24項	シリコン、フェロシリコン及びジルコニア製造の副産物として回収される化学的に単一なシリカフューム	シリコン、フェロシリコン及びジルコニアの製造の際に副産物として回収される化学的に単一のシリカフュームは、26.21項(その他のスラグ及び灰)でも38.24項(その他の化学調製品)でもなく、28.11項(その他の無機非金属酸化物)に分類されることを明確化。
第29.38項	$\alpha$ -メチルグリコシド	$\alpha$ -メチルグリコシドは、シャジクソウ属の植物( <i>Trifolium alexandrinum</i> )の種子に見出されることが確認されたことを受け、第29.38項(天然のグリコシド)の除外例に掲名されていた当該物質を削除。
第29類 (麻薬及び向精神薬の一覧表)	・表I. 1961年の麻薬に関する単一条約(1972年議定書により修正)のもとに管理される麻薬 ・表II. 1971年の向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬、及び ・表III. 前駆物質	国際麻薬統制委員会(INCB)のウェブサイトに掲載されている最新の麻薬、向精神薬及び前駆物質の一覧(それぞれ、イエローリスト、グリーンリスト及びレッドリスト)の内容に合せて、左記の表I、表II及び表IIIをそれぞれ更新。
第29類 (ある物品の構造式)	ジエチレングリコールアセテート、トリアジン(及び水添トリアジン)及びルトシド	ジエチレングリコールアセテート、トリアジン(及び水添トリアジン)及びルトシドに関する既存の構造式をより分かり易いものに変更。
第30.01項	培養細胞	培養細胞は、第30.01項(治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質)には含まれないことを明確化。
第30.02項	毒素	同項の毒素はペプチド又はたんぱく質であり、アルカロイドの毒素は29.39項に分類されることを明確化。
第37類総説 第37.01項	赤外線レーザー感光性プレート (又は感熱性プレート)	照射後に、照射された部分の硬化を(熱的に)促進させる必要があるものについても37.01項の写真用プレートに含まれることを明確化。

## 主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

第38.24項	義歯や修復歯を作成するのに使用されるジルコニア製品	同項の例示(25)「ある種の窯業製品(義歯等)製造用の調製品」に、義歯または修復歯を作成するためのジルコニア製品で、最終的な形態にするために、研削、焼結、艶出し等のいくつかの工程を要するものも含まれることを明確化。
第90.18項	輸血(全血、血液成分又は血液製剤)用機器	第90.18項の輸血用機器には、全血、血液成分又は血液製剤を対象とした機器も含まれることを明確化。

(参考)

## 主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

## 分類例規第1部（国際分類例規）

HS番号	品目	概要
第 0404. 90 号	牛の初乳（分娩後、24時間以内に採取したもの）	処理や改質がなされていない牛の初乳は、ミルク（04.01項）でも免疫産品（30.02項）でもなく、ミルクの天然組成成分から成るその他の物品として、第 0404. 90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1202. 42 号	乾式プランチング処理された落花生	開殻し、種皮に亀裂を入れ取り除くための熱処理を施した落花生（水分 4 %未満）で、カタラーゼ及びペルオキシダーゼの活性が認められるものは、調製品（20.08 項）ではなく、加熱による調理をしていない落花生として、第 1202. 42 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1704. 90 号	せき止め用の錠剤	主として砂糖（1.9g/錠）、甘草エキス（35mg/錠）、他の食用品（例えば、でん粉及びゼラチン）、及び香味料（例えば、メントール、ペパーミント油等）から成るせき止め用錠剤は、医薬品（30.04 項）ではなく、その他の砂糖菓子として、第 1704. 90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2523. 90 号	水硬性セメント	セメント系材料（例えば、ポゾラン、フライアッシュ（飛灰）、石灰岩など）を 5%超混合したポートランドセメントから成る水硬性セメントは、ポートランドセメント（第 2523. 21 号又は第 2523. 29 号）ではなく、その他の水硬性セメントとして、第 2523. 90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3004. 90 号	コ・トリモキサゾール（co-trimoxazole）	コレラ又はチフスのような細菌感染の治療に使用される、スルファメトキサゾール（800 mg）及びトリメトプリム（160 mg）を有効成分として含有する「co-trimoxazole」として広く知られている錠剤（小売包装）は、小売用の形状にした医薬品として、第 3004. 90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3208. 20 号	コポリマー樹脂のアルコール溶液	エチルアルコール（重量比 50～70%）及びポリビニルピロリドン-酢酸ビニル共重合体（30 : 70）から成るコポリマー溶液を重量比で 4～4.5%含む他、エチルアルコールを重量比で 93.5～97.5%、イソプロピルアルコールを重量比で 0.5～1%、フタル酸ジエチルを重量比で 0.1～0.2%含有するコポリマー樹脂のアルコール溶液は、変性アルコール（22.07 項）ではなく、ビニル重合体をもととした第 32 類注 4 の溶液として、第 3208. 20 号（第 32 類注 4）及び 6）に分類。
第 3814. 00 号	無色透明の液体	ホワイトスピリット（57%）、デカヒドロナフタレン（DHN 35%）、ベンジルアルコール（5%）及びエチルヘ

## 主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		キサノール(3%)から成る、ワニスやペイントの調製又は機械部分品の脱脂剤に使用される無色透明の液体は、石油調製品(27.10項)ではなく、有機配合溶剤として、第3814.00号に分類(通則1)。
第3824.99号	歯科用ジルコニアブロック(2種類)	輸入後に歯科技工所又は歯科技工士により加工され、義歯又は歯科用修復物となる、主として酸化ジルコニウム及び少量のその他の金属酸化物から成る①円形の塊(直径98mm、高さ14mm)及び②丸みのある三角形の塊(長さ89mm×幅71mm×高さ16mm)は、いずれも歯科用のセメントその他の歯科用充てん材料(30.06項VII)ではなく、その他の化学調製品として、第3824.99号に分類(通則1及び6)。
第3921.90号	紡織用繊維製の織物及びプラスチックから成る積層製品	外面が透明なポリエチレン製のフィルムで、内部に4つの超高分子量ポリエチレン(UHMW-PE)繊維製テープが直角に交叉(さ)して重なった層を有する積層シートは、プラスチック製のその他のシートとして、第3921.90号に分類(通則1(第11部注1(h))及び6)。
第4411.12号	木製の繊維板(MDF:ミディアムデンシティファイバーボード)	乾式法によって製造された木製の繊維板(密度が800~860kg/m <sup>3</sup> (0.80~0.86g/cm <sup>3</sup> )、厚さが3~4mm(公差±0.2mm)、大きさが縦2,440mm×横1,220mm)は、その他の繊維板(密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの)(第4411.92号)ではなく、ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)(厚さが5ミリメートル以下のもの)として、第4411.12号に分類(通則1及び6)。
第8477.80号	手持ち式印刷ペン	アクリロニトリルーブタジエンースチレン(ABS)又はポリ乳酸(PLA)のいずれかを素材とし、これを加熱し糸状にして押出す手持ち式プリントペン(押し出されたプラスチックが瞬時に固まるのを利用して、三次元の物体を造形可能)は、手持ち工具(84.67項)ではなく、プラスチックを材料とする物品を製造するその他の機械として、第8477.80号に分類(通則1及び6)。
第8479.60号	蒸気式空気冷却器	4つの移動用車輪が付いた、水の蒸発熱(吸熱)を利用して冷風を出す装置(重量27kg、寸法:高さ1,445mm、幅685mm、奥行き510mm)は、エアコンディショナー(84.15項)ではなく、蒸気式空気冷却装置として、第8479.60号に分類(通則1及び6)。
第8483.50号	エンジンプーリー	モーター部品とエンジンの正確な同期のために、伝動

## 主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要	
		ベルトの張力を適正な強さに維持するスチール製のエンジンプーリーについて、レシプロエンジン等に専ら又は主として使用する部分品（84.09項）ではなく、プーリーとして、第8483.50号に分類（通則1及び6）。	
第8517.70号	(1) 基地局用アンテナ  (2) マイクロ波アンテナ	(1) 移動通信用の基地局の部分品として使用される周波数帯1.7～2.7GHzで動作する二重偏波の指向性平板アンテナ（幅0.3m、高さ1.4m）、及び(2)周波数帯14.4～15.35GHzで動作するマイクロ波通信装置用の超高性能二重偏波アンテナは、いずれも音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機器（第8517.62号）ではなく、その部分品として、第8517.70号（通則1（第16部注2(b)）及び6）に分類。	
第8525.80号	4つの回転翼を有する遠隔操作式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ	既存の国際分類例規8525.80.3「4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ（14メガピクセル）」に技術的改善、機能拡張（自動帰還等）を施した後継機種（「ドローン」とも呼ばれる）について、その主たる特性から、前例と同様に航空機（第88.02項）ではなく、デジタルカメラ（第85.25項）として、第8525.80号に分類。	
第8538.10号	(1)組み立てていないモジュール部品の形態で提示される配電用キャビネット  (2)組み立てていないモジュール部品の形態で提示される配電用キャビネット  (3)組み立てていないモジュール部品の形態で提示される配電用キャビネット	モジュール部品の形態で提示される3種類の未組み立ての配電用キャビネット <sup>(*)</sup> について、いずれもその他の家具の部分品（94.03項）ではなく、配電用の盤その他の物品に専ら又は主として使用する部分品として、第8538.10号に分類（通則1（第16部注2(b)）、2(a)及び6）。	(*)物品(1)及び(3)は、フレーム及び筐体の構成部品、バスバージュームの構成部品、ブレーカーの組立部品からなるもの。 物品(2)は、フレーム及び筐体の構成部品とバスバージュームの構成部品からなるもの。
第8543.70項	高輝度ダイオードモジュール（SLED）	高輝度ダイオード、熱電冷却装置及びサーミスタを14ピンのバタフライ型ハウジングにパッケージ化し、FC/APCコネクタの付いたピグティル型光ファイバーを取り付けたものについて、その他の光学機器（90.13	

## 主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		項) ではなく、固有の機能を有するその他の電気機器として、第 8543. 70 項に分類（通則 1 及び 6）。
第 8708. 29 項	ゴム製ストリップ付き自動車用ガラス	ゴム製ストリップの枠が付いた自動車用のフロントガラスで、直接自動車に取り付けられるものは、車両用の強化ガラス（第 7007. 11 号）ではなく、車体のその他の部分品として、第 8708. 29 項に分類（通則 1 及び 6）。
第 8708. 50 項	(1) フランジ付き円すいころハブユニット軸受（内輪回転型）  (2) ハブユニット軸受（外輪回転型）  (3) フランジ付き円すいころハブユニット軸受用の外輪（完成品）  (4) フランジ付き円すいころハブユニット軸受用の外輪（鍛造、未完成品）	2 種類のハブユニット軸受（物品（1）及び物品（2））は、それぞれころ軸受及び玉軸受け（84. 82 項）ではなく、駆動軸及び非駆動軸の部分品として、8708. 50 号に分類（通則 1（第 17 部注 3）及び 6）。 また、物品（1）の部分品で、加工の程度の異なる 2 種類の物品（物品（3）及び（4））についても、駆動軸及び非駆動軸の部分品として、8708. 50 号に分類（通則 1（第 17 部注 3）及び 6 と、通則 1（第 17 部注 3 及び第 15 部注 1(f)）、通則 2(a) 及び 6 をそれぞれ適用）。
第 9029. 90 項	車両の計器盤用の基板（PCB）	車両用の計器盤の部品である、約 440 の電子素子を含むプリント回路板は、自動車の部分品（87. 08 項）ではなく、速度計及び回転速度計の部分品として、第 9029. 90 号に分類（通則 1（第 17 部注 2 及び第 90 項注 2(b)）及び 6）。
第 9405. 10 項	LED 光パネル	低電圧定電流回路で作動する、標準的な T バー取付けに合わせた作りの照明パネル（大きさ : 1×1 ft（フィート）、2×2 ft、1×4 ft 又は 2×4 ft）で、ソケット又は直接主電源に接続するためのコードの他、4 辺分のクリップと配線用のナットが附属し、そのまま使用可能な状態で輸入されるものは、天井用の電気式照明器具として、第 9405. 10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9405. 40 項	ストリップ型ライト	長さ方向に 18 の LED が並んだ頑丈な筐体の屋内用 LED ストリップ型ライト（24V、4W、白色光）で、最大で 16 個まで連結可能なものの（電力供給用の 24V ドライバー又は配線ボックスを含まない）は、固有の機能を有す

(参考)

主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
	テープ型ライト	る電気機器（85.43項）ではなく、電気式のその他の照明器具として、第9405.40号に分類（通則1及び6）。 長さ方向に18のLEDが並び、102mm（4インチ）毎に電圧降下を防ぐための定電圧装置と埋め込み式の連結器を有する柔軟性のある屋内用LEDテープ型ライト（24V、1.3W、白色光）で、102mm毎に切断でき、また最大で50個まで連結可能な物（電力供給用の24Vドライバー又は配線ボックスを含まない）は、固有の機能を有する電気機器（85.43項）ではなく、電気式のその他の照明器具として、第9405.40号に分類（通則1及び6）。